



小規模企業共済制度の見直しについて

平成27年2月9日
中小企業庁
小規模企業振興課

目次

小規模企業共済制度を巡る政策的課題等

小規模企業共済制度の見直しについて

小規模企業共済制度を巡る政策的課題等

1. 中小企業・小規模事業者を巡る現状
2. 事業承継・新陳代謝の円滑化のための取組等

1. 中小企業・小規模事業者を巡る現状

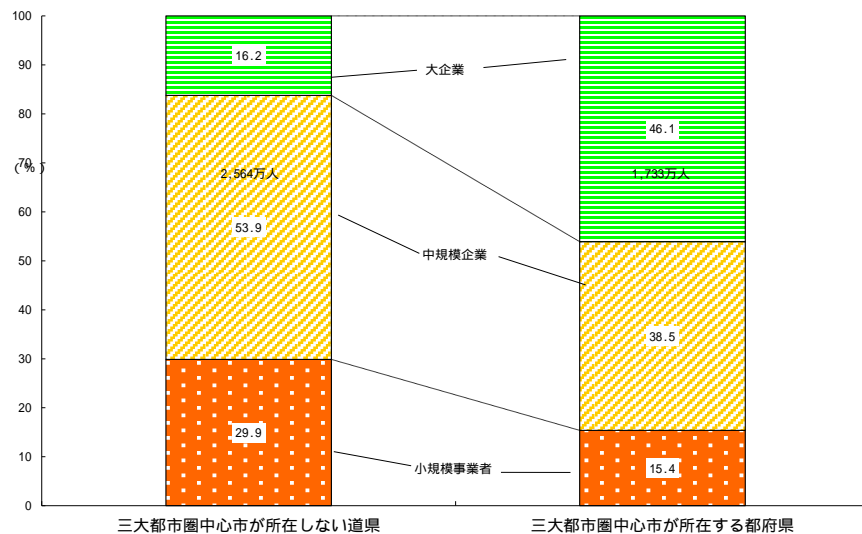
(1) 地域経済を支える小規模事業者数の減少

中小企業・小規模事業者の数は、385万社で我が国企業の99.7% (経済センサス - 活動調査(2012年)) を占め、従業者数は、3,216万人で我が国雇用の約7割(経済センサス - 活動調査(2014年))を占めているなど、我が国経済を支える存在である。

とりわけ、地方経済において中小企業・小規模事業者の果たす役割は大きくなっており、企業規模別の雇用者数を三大都市圏とそれ以外の地域で比較すると、三大都市圏以外の地域において、雇用者数における中小企業比率が高くなっており、雇用面などにおいて地域経済を支えていることが伺われる。

一方、経営者の高齢化等を背景として休廃業・解散等が増加していることなどが要因となって、中小企業・小規模事業者の数は、減少傾向にある。

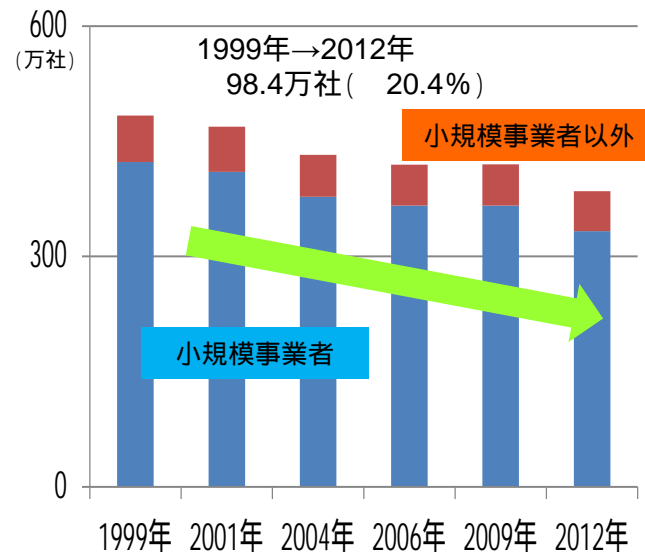
三大都市圏中心市が所在しない道県とそれ以外の都府県における規模別の常用雇用者・従業者割合の比較



(出典) 経済センサス-基礎調査(2009)

(備考) 三大都市圏を関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、三大都市圏中心市が所在する都府県を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県としている。常用雇用者・従業者の数は、本社の所在する都道府県に計上している。

中小企業・小規模企業の数の動向



(出典) 中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会 第1回資料、経済センサス - 活動基本調査(2012)

(1) 地域経済を支える小規模事業者数の減少 (その背景と要因) 経営者の高齢化と休廃業・解散等の増加

経営者の高齢化

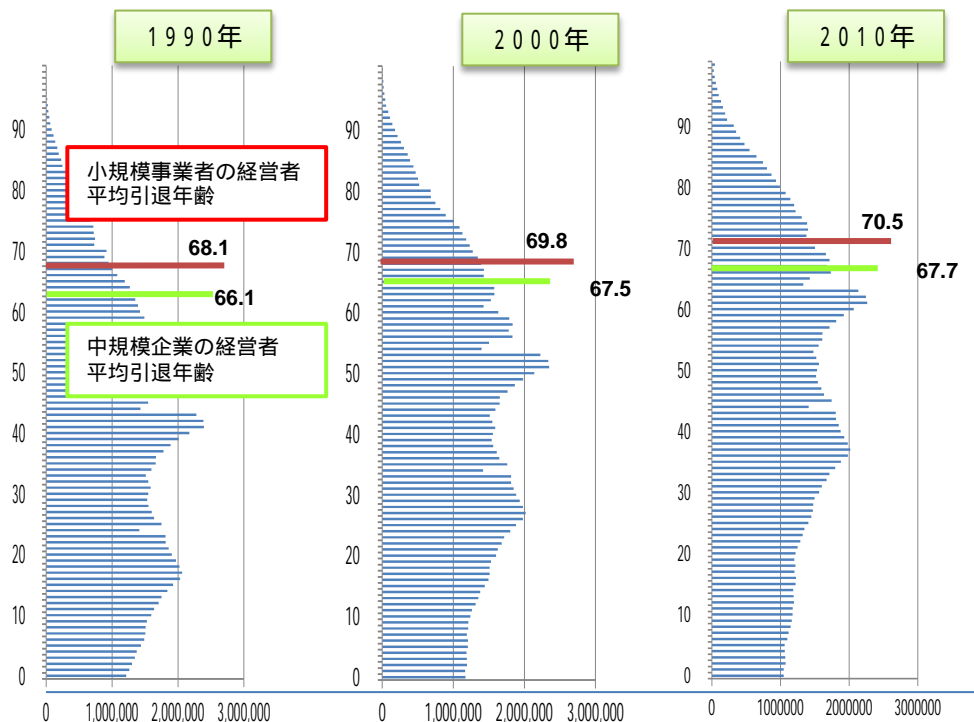
高齢化の進展に伴い、経営者の平均引退年齢も上昇傾向にあり、直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。

なお、全国の株式会社、有限会社の60歳以上の経営者の割合は、20年前の29.8%に対して、2012年には51.8%となっている。

休廃業・解散等件数の増加

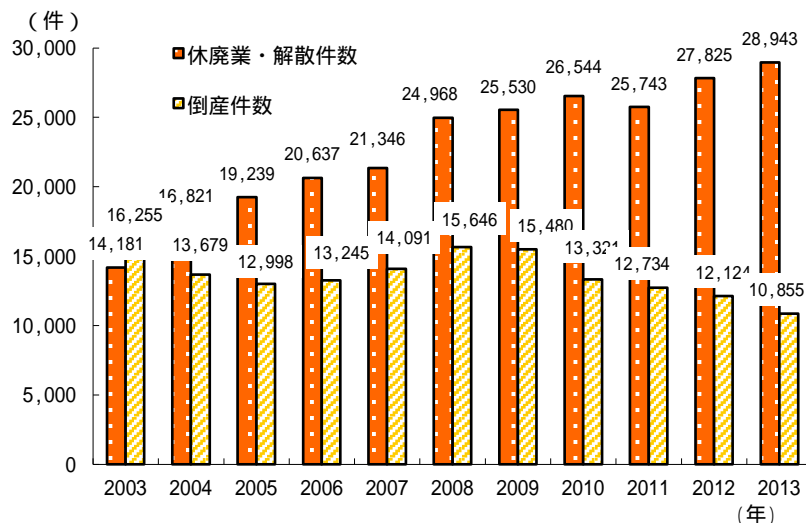
経営者の高齢化を背景として、休廃業・解散等件数が増加。

年齢別の人口動態の推移



(出典) 年齢人口：総務省「国政調査」、経営者平均引退年齢：中小企業庁「中小企業白書」(2013)
(備考) 経営者平均引退年齢については、事業承継時期「0～4年前」を2010年、「10～19年前」を2000年、「20～29年前」を1990年においている。

休廃業・解散、倒産件数の推移

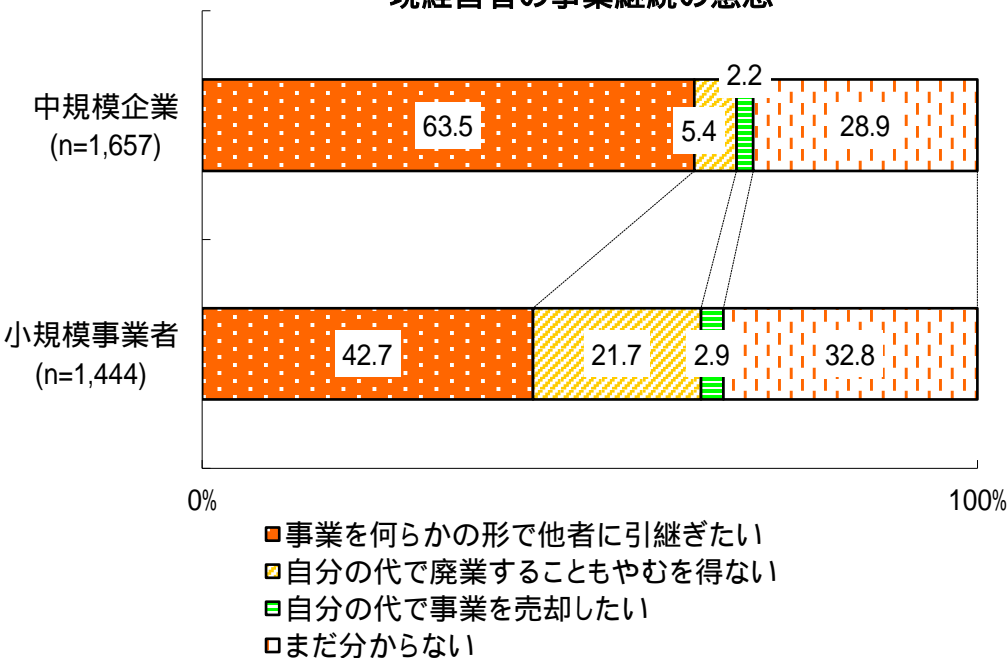


東京商工リサーチの「2013年「休廃業・解散企業動向」調査」によると、
 1. 2013年の休廃業・解散件数は2万8,943件で、過去10年で最多を記録。
 2. 2013年の倒産は5年連続で前年を下回り、1991年以来22年ぶりに1万1,000件を割り込んだが、休廃業・解散は年々増加をたどり対照的な動きをみせた。
 3. 休廃業・解散は、2年連続で前年を上回った。倒産の沈静化が際立つなか、休廃業・解散は増加を続け、2010年に倒産件数の2倍を超えたが、2013年は年間の倒産件数1万855件に対し2.6倍に急増。

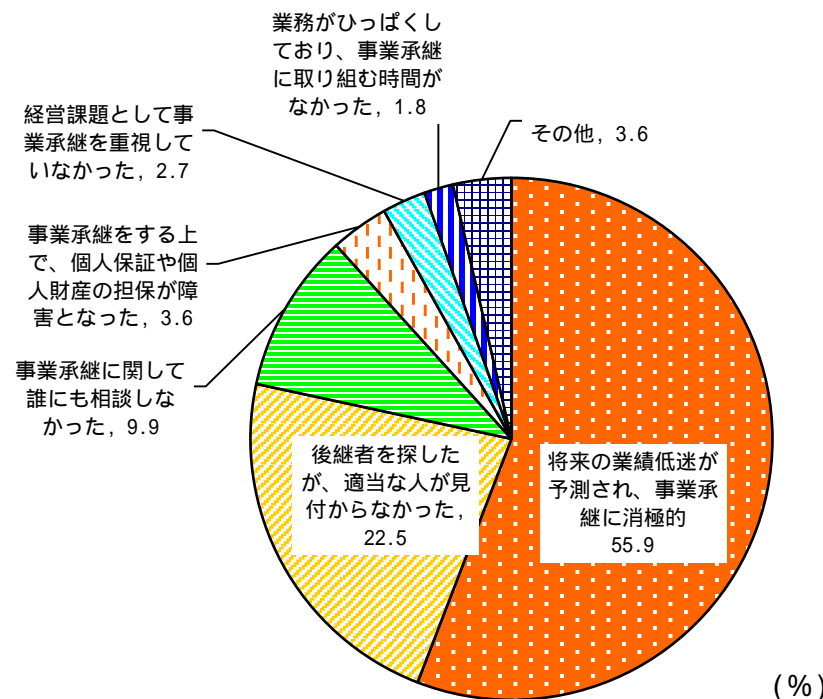
(2) 事業承継の意思と課題

中小企業・小規模事業者の経営者の年齢が高齢化している中、現経営者の事業承継の意思を見ると、「事業を何らかの形で他者に引き継ぎたい」と考えている者が、小規模事業者では約4割にとどまる。その一方、「自分の代で廃業することもやむを得ない」と考えている者が、約2割存在している。一方、中規模企業・小規模事業者のうち「自分の代で廃業することもやむを得ない」と考えている者のうち、約3割は事業承継を検討した経験があり、そうした事業者に事業承継が円滑に進まなかった理由を聞いたところ、「将来の業績低迷が予想され、事業承継に消極的」「後継者を探したが、適当な人が見付からなかった」といった回答が大半を占めている。

現経営者の事業継続の意思



事業承継が円滑に進まなかった理由



出典：中小企業白書2014年度版から再編加工

資料：中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の経営実態及び事業承継に関するアンケート調査」(2013年12月、(株)帝国データバンク)

(%)
(n=111)

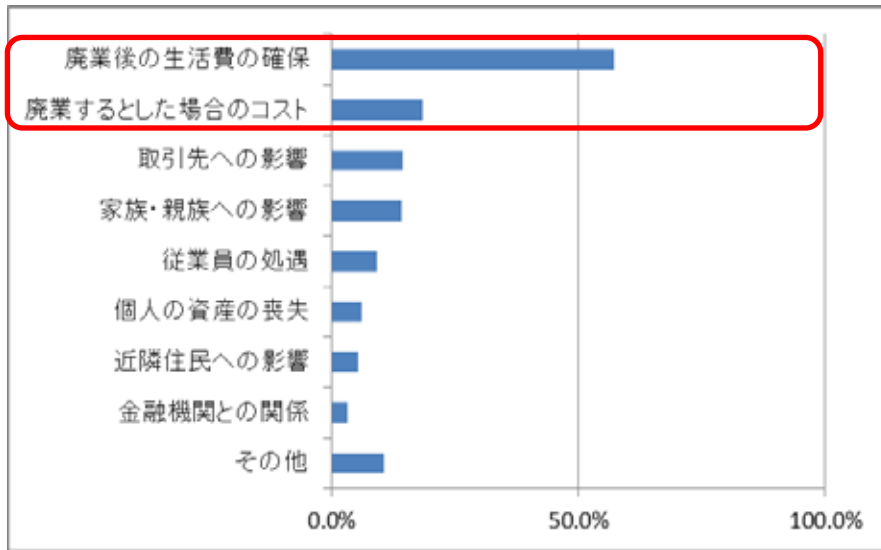
(3) 円滑な廃業への支援について

廃業を予定している中小企業において、実際に廃業する場合に心配な点として、「廃業後の生活費の確保」と回答する経営者は5割を超え、次いで「廃業するとした場合のコスト」が続いている。

こうした廃業に際しての経営者の不安を取り除き、円滑な廃業を促す施策が必要である。

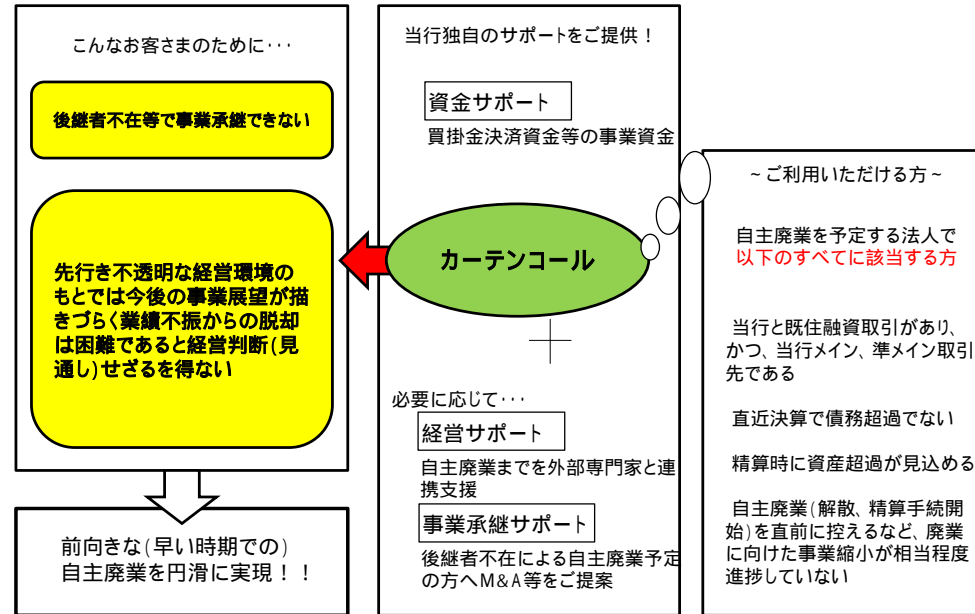
「廃業するとした場合のコスト」については、民間の例として、地方銀行で取り扱っている「事業整理支援ローン」（カーテンコール）があり、早い時期の自主廃業を後押ししている。

実際に廃業する場合に心配な点(複数回答)



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月) 株式会社野村総合研究所再編加工

地方銀行における事業整理支援ローン



(出典) 大垣共立銀行「地域密着型金融の取組みの状況」(平成21年度)を基に作成

2. 事業承継・新陳代謝の円滑化のための取組等

(1) 平成25年の中小企業基本法の改正

事業の承継を基本政策として位置付け

近年、中小企業がその活力を維持しつつ事業活動を継続するため、その事業が円滑に承継されていくことの政策的意義が高まっていることを踏まえ、平成25年の中小企業基本法の改正により、同法第24条第4項において、**事業の「承継」が、再建又は廃止の円滑化と並んで重要な基本的施策として位置付けられた。**

小規模企業活性化法による中小企業基本法の改正新旧

<改正前>

第二十四条

4 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

<改正後(現行)>

第二十四条

4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 平成26年の小規模企業振興基本法の制定

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための小規模企業振興基本法を制定し、同法第3条の基本原則として「**事業の持続的な発展**」を位置付けるとともに、基本政策として、同法第16条に「**小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、(中略)、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。**」と規定。

小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)(抄)

(基本原則)

第3条 小規模企業の振興は、(略) 個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第16条

2 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定)

(89ページ)

6. 地域活性化・地域構造改革の実現 / 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体施策(地域活性化 / 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)
若者・女性の創業促進含めた中小企業・小規模事業者の新陳代謝

「次世代へのバトンタッチ」を促すため、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、～(略)～ 廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充するため、中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直すとともに、中小企業支援機関の支援機能の強化を行う。

(4) 事業承継・新陳代謝の円滑化のためのこれまでの中小企業施策での取組について

事業承継円滑化のための施策

平成20年に経営承継円滑化法が成立・施行。

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等により、事業承継は喫緊の課題。

事業を承継した後継者が非上場会社の株式等を現経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税を猶予する特例制度を創設。平成25年度税制改正(平成27年1月施行)において、親族外承継も納税猶予の対象とするなど、適用要件の緩和や手続きの簡素化が実現。

さらに、後継者確保が困難となる中、M & A等により事業を承継するニーズの増加に対応し、中小企業・小規模事業者のM & A活用を促進するため、「事業引継ぎ相談窓口」及び「事業引継ぎ支援センター」を設置。

事業承継税制

相続税の納税猶予

・現経営者の相続又は遺贈により、その親族である後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税を猶予。

贈与税の納税猶予

・現経営者からの贈与により、その親族である後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税を猶予。

平成25年度税制改正における見直し内容

・親族外承継の対象化 ~ 親族に限らず適任者を後継者に ~

(改正前) 後継者は先代経営者の親族に限定

(改正後) 親族外承継を対象化

・雇用確保要件の緩和 ~ 毎年の景気変動に配慮 ~

(改正前) 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持

(改正後) 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価

・役員退任要件の緩和 ~ 先代経営者の信用力を活用 ~

(改正前) 先代経営者は、贈与時に役員を退任

(改正後) 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に
(有給役員として残留可) 等

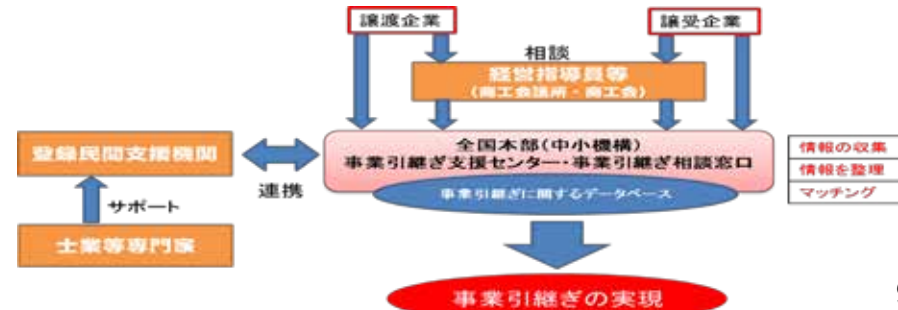
事業引継ぎ支援事業

事業引継ぎ相談窓口

・事業引継ぎを行う上での課題など、様々な経営上の課題に対応し、課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う「事業引継ぎ相談窓口」を全国47都道府県に設置。

事業引継ぎ支援センター

・事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域について、「事業引継ぎ支援センター」を設置。事業引継ぎ支援に関する専門家が企業間の仲介及び契約成立に向けた支援を実現。平成27年1月現在、北海道、秋田、宮城、栃木、東京、静岡、長野、愛知、三重、大阪、広島、岡山、愛媛、香川、福岡、沖縄の全国16箇所に設置。



経営者保証に関するガイドラインの概要(平成25年12月5日公表、平成26年2月1日適用開始)

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
- 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- (2) 適切な保証金額の設定
- 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記1や2に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続(準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ①債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない ②平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ & Aの主な概要

I. 保証契約時等の対応 — 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な資料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

2. 財務基盤の強化

- ・今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保
- ・業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出
- ・年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合

経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 — 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

➤保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。

(注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

＜残存資産検討の目安＞

- 一定期間の生計費に相当する現預金:「一定期間」⇒ 雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考
「生計費」⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要の場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討

上記に該当しない場合

⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

小規模企業共済制度の見直しについて

1. 現行の小規模企業共済制度の概要
2. 事業承継の円滑化への対応の検討について
3. 制度の利便性向上の検討について
4. 廃業の円滑化への対応の検討について

1. 現行の小規模企業共済制度の概要

制度の目的: 小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等について、その拠出による共済制度を確立することによって、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業者の振興に寄与すること。

根拠 : 小規模企業共済法(昭和40年6月1日 法律第102号)

加入資格 : 小規模企業の個人事業主、会社役員

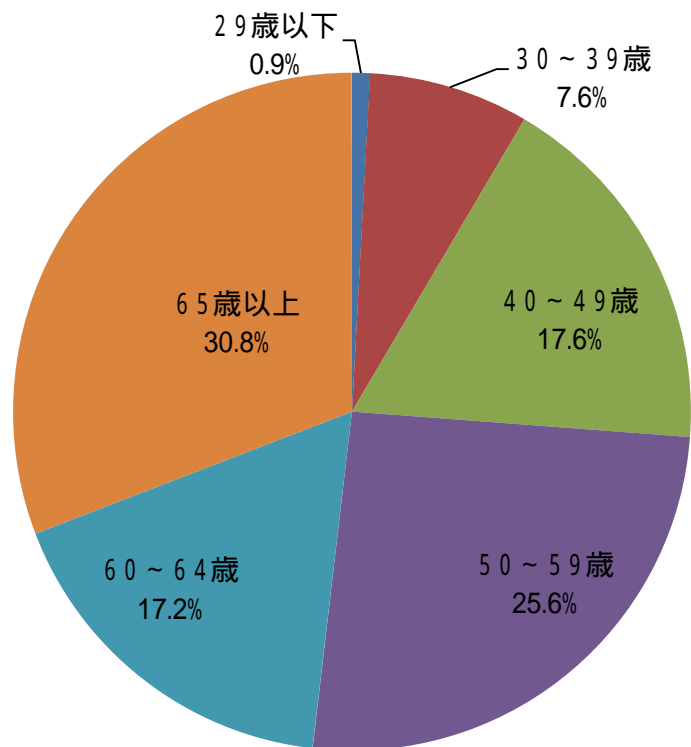
制度開始 : 昭和40年12月

在籍者数 : 122.6万人(平成26年3月末)

共済金等支給額 : 5,780億円(平成25年度)

資産総額 : 8兆3,344億円(平成25年度末)

共済契約者の年齢構成



(出典) 中小機構実施アンケート

(制度の概要等)

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主や小規模の会社等の役員が事業を廃止したり、退職した場合等に、生活の安定や事業の再建等を図るための共済制度であり、小規模事業主のための「**廃業共済制度**」、「**退職金制度**」といえる。

「**事業の譲渡・承継**」についても、共済事由や掛け金納付月数の通算において対応している。

また、契約者のための契約者特別貸付として「**事業承継貸付制度**」を平成23年4月1日より取扱い開始。

小規模企業共済の在籍者数は、122.6万人、全小規模事業者の約4割が加入。小規模事業者のための重要な社会インフラの一つとして位置づけられる。

一方で、在籍者に占める60歳以上の割合が5割近くを占めるなど、共済契約者の高齢化が進んでいる。

(参考) 小規模企業共済制度の沿革

小規模企業共済制度は、昭和40年(1965年)12月1日に発足以降、数次にわたり制度内容等の改正を実施。

	施行日・主な内容
小規模企業共済法制定 (昭和40年6月1日 法律第102号)	昭和40年6月1日(制度の発足は同年12月1日) ●旧第2種共済のみで制度発足
昭和42年度改正 (昭和42年7月28日 法律第91号)	昭和42年7月28日 ●現行の旧第1種共済制度の創設
昭和47年度改正 (昭和47年6月15日 法律第63号)	昭和47年6月15日 ●掛金月額の高限度の引上げ(5,000円から10,000円) ●契約者貸付制度の創設(一般貸付け)
昭和52年度改正 (昭和52年5月31日 法律第52号)	昭和52年5月31日 ●掛金月額の高限度の引上げ(10,000円から30,000円) ●老齢給付の要件の緩和(掛金納付月数を20年から15年に短縮)
昭和57年度改正 (昭和57年5月18日 法律第49号)	昭和57年7月1日 ●掛金月額の高限度の引上げ(30,000円から50,000円) ●契約者貸付制度の創設(傷病災害時貸付け)
平成元年度改正 (平成元年6月28日 法律第49号)	平成元年10月1日 ●掛金月額の高限度の引上げ(50,000円から70,000円) ●共済金の分割支給制度の導入
平成6年度改正 (平成7年3月27日 法律第44号)	平成8年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ(予定利率6.6% 4.0%) ●共済金および解約手当金の額の計算方法の変更(経過措置) ●創業転業時貸付けの創設
平成10年度改正 (平成10年12月18日 法律第147号)	平成12年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ(予定利率4.0% 2.5%) ●新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付けの創設
平成15年度改正 (平成15年6月18日 法律第88号)	平成16年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ(予定利率2.5% 1.0%) ●共済金額規定等(共済金額・分割支給率)の政令事項化 ●緊急経営安定貸付けの創設
平成22年度改正 (平成22年4月21日 法律第24号)	平成23年1月1日 ●加入資格の拡大(共同経営者の加入) ●事業承継貸付けの創設(平成23年4月1日)

共済金支給事由

個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合についてA共済事由とし、手厚い共済金を支給する。
また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業者 (共同経営者を含む)	個人事業の廃止 (注) 親族外に事業譲渡を行った場合を含む 死亡	老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付)	個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 法人成りし、その会社の役員に就任しない場合	12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 任意解約 法人成りし、その会社の役員となる場合
会社等役員	会社等の解散	老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) 死亡、疾病、負傷による退任	会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。)	12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 任意解約

【共済事由ごとの共済金等の受取り額について】

A共済事由の場合: 受け取れる金額は、掛金を概ね1.5% (掛金納付期間が25年以降は1.0% ~ 1.5%) で複利計算した元利合計額に相当。

B共済事由の場合: 受け取れる金額は、掛金を概ね1.0% で複利計算した元利合計額に相当。

準共済事由の場合: 受け取れる金額は、共済事由に準じ、掛金総額相当。

解約事由の場合: 20年未満の解約の場合、掛金総額の8割を下限として、解約金が返還される。

契約者貸付制度

経済環境の変化等に起因した、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している小規模事業者の経営の安定化を図るための資金を融通するため、共済契約者が掛金の範囲内で利用できる貸付制度を用意。

貸付の種類	内容	利率
一般貸付け	事業資金又は事業に関連する資金を貸し付ける制度	1.5%
特別貸付け		
1. 傷病災害時貸付け	疾病・負傷による一定期間の入院したため、または災害救助法の適用された災害や一般災害による被害を受けたことにより、経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度	0.9%
2. 創業転業時・新規事業展開等貸付け	(創業転業時) 新規開業・転業後に共済契約を再び締結する意思がある方に、掛金納付月数通算制度を利用し、新規開業・転業を行う場合に必要な資金を貸付ける制度 (新規事業展開等) 共済契約者の事業多角化に要する資金及び共済契約者の後継者が新規開業に要する資金または事業多角化に要する資金を貸付ける制度	
3. 福祉対応貸付け	共済契約者または同居する親族の福祉向上のために必要な住宅改造資金、福祉機器購入などの資金を貸付ける制度	
4. 緊急経営安定貸付け	経済環境の変化などに起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている場合に、経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度	
5. 事業承継貸付け	事業承継(事業用資産または株式等の取得)に要する資金を共済契約者に貸付ける制度	

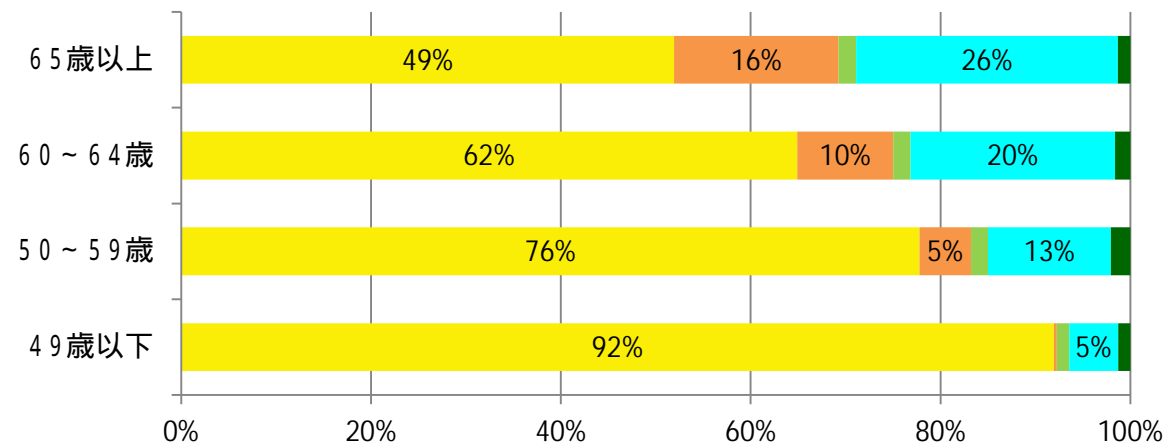
2. 事業承継の円滑化への対応の検討について

(1) 共済契約者の事業承継等の状況(アンケート調査から)

個人事業主の今後の事業のあり方(譲渡・廃業等)について

49歳以下の若年層では「現在のところ予定はない」が大半を占めるが、年代が上がるにつれて「事業譲渡が既に決定している」「廃業する予定である」の割合が増え、65歳以上では、その割合が16%、26%となっている。また、事業の譲渡先については、年代を通じて「子」と回答した者の割合が大半を占めている。一方で、50～64歳では「従業員」が10%程度ある。

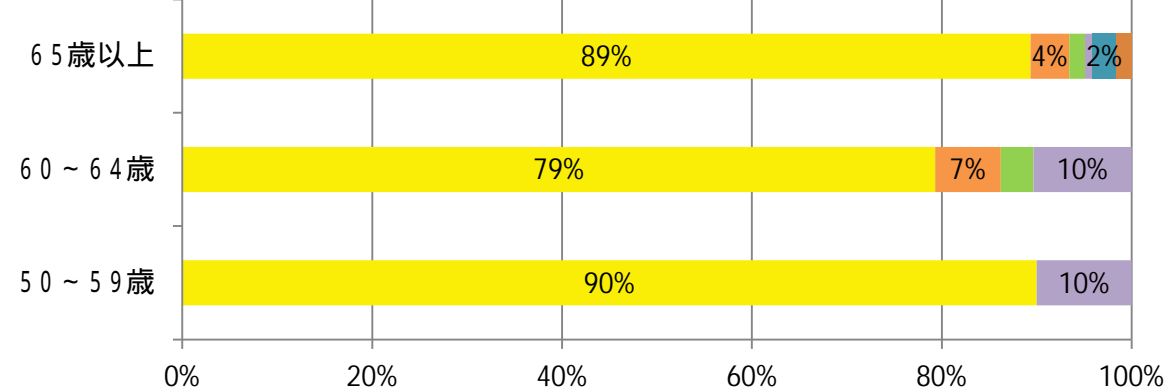
事業譲渡等の予定について



- 現在のところ予定はない
- 事業譲渡が既に決定している
- 事業譲渡したいが、現時点では困難である
- 廃業する予定である
- 法人化する(法人成りの)予定である

N = 1,847

事業譲渡する場合の譲渡先について



- 子
- 配偶者
- 子または配偶者以外の親族
- 従業員
- 従業員以外の第三者
- 他社(M & Aを含む)

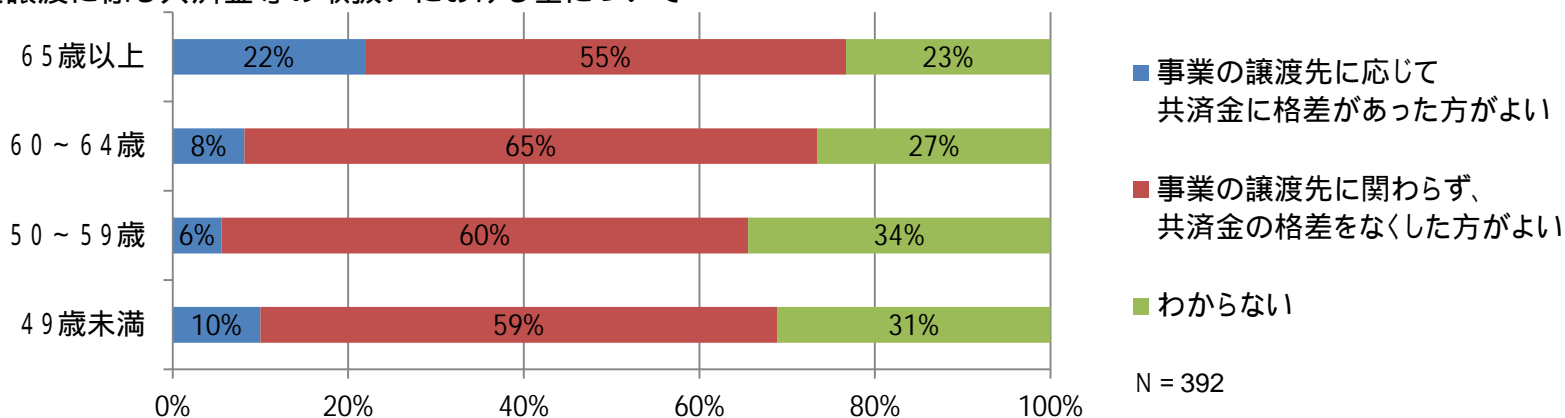
N = 173

個人事業の配偶者又は子への譲渡と配偶者・子以外への譲渡との共済金額に差があることについて

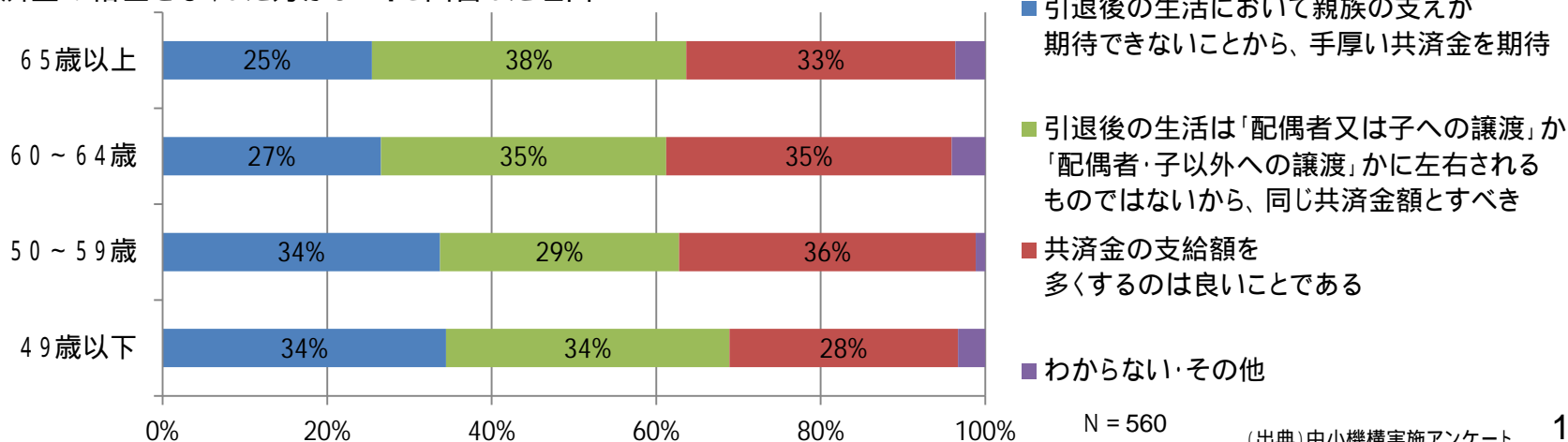
事業譲渡に係る共済事由及び共済金額については、どの年代でも6割近くが「共済金の格差をなくした方がよい」と回答。
 「共済金の格差をなくした方がよい」と回答した理由については、「引退後の生活において親族の支えが期待できない」「引退後の生活は、事業の承継者に左右されない」「もらえる資金は多いほどよい」との回答が同程度となっており、「配偶者又は子への譲渡」、「配偶者・子以外への譲渡」の何れにおいても引退後の生活への不安には、意識の差がないことが伺われる。

(注) 現行の制度では、個人事業の配偶者又は子(親族内)への譲渡の場合は「準共済金」が支給され、第三者(配偶者、子以外の者)への譲渡は「共済金A」が支給される。

事業譲渡に係る共済金等の取扱いにおける差について



「共済金の格差をなくした方がよい」と回答した理由

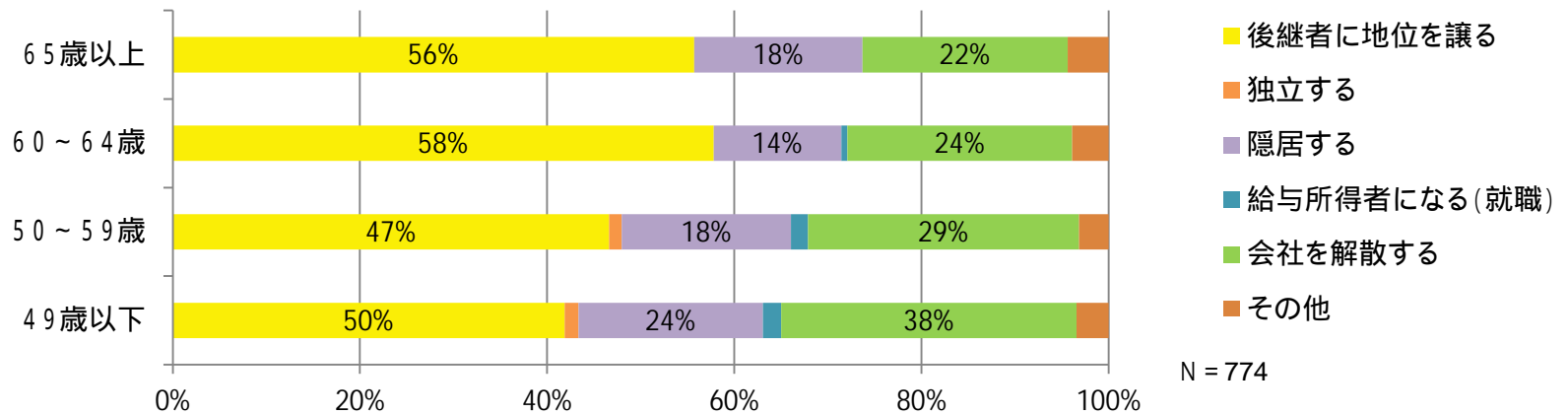


会社等役員を将来退任する理由等について

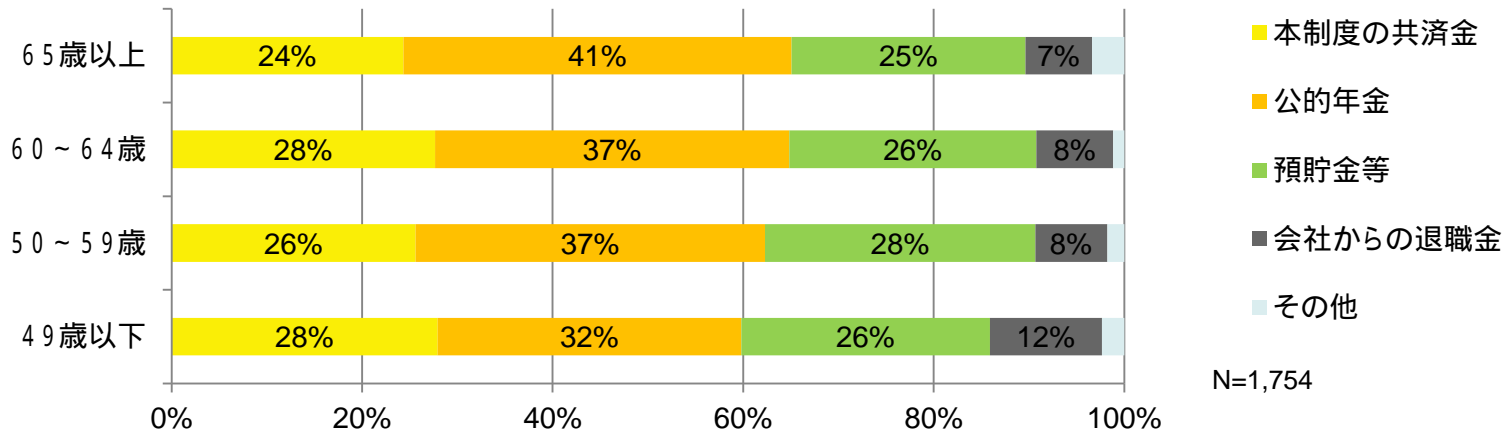
会社等役員に、「退任するときに想定される理由」を聞いたところ、「後継者に地位を譲る」とする割合が各年代で過半数を占め、「隠居する」などを含めると「自分の意思で退任するケース」が大半を占めている。退任後の生活資金の賄い方について、各年代とも「本制度の共済金」は4分の1を占め、「公的年金」と同等に重要視されていることが伺われる。

(注) 現行の制度では、会社等の役員の退任(疾病、負傷、死亡によるものを除く。)の場合は、「準共済金」が支給される。

会社等の役員を退任する際に想定される理由



退任後の生活資金の賄い方



(2) 事業承継の円滑化のための見直し案について



『個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡する場合等の共済事由の引き上げを検討』

共済事由 地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業者 (共同経営者を含む)	<p>個人事業の廃止 (注) 配偶者・子以外の者に事業譲渡を行った場合を含む</p> <p>個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡</p> <p>死亡</p>	<p>老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付)</p> <p>親族内承継を廃業と同様の共済事由に引き上げ</p>	<p>個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡</p> <p>法人成りし、その会社の役員に就任しない場合</p>	<p>12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 任意解約 法人成りし、その会社の役員となる場合</p>
会社等役員	<p>会社等の解散</p>	<p>老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付)</p> <p>65歳以上の役員の退任</p> <p>死亡、疾病、負傷による退任</p>	<p>会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。)</p> <p>65歳以上については共済事由を引き上げ</p>	<p>12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 任意解約</p>

個人事業者の配偶者又は子への事業譲渡に係る共済事由の引き上げ(準共済→A共済)

事業の「配偶者又は子への譲渡」については、「配偶者・子以外への譲渡」による「事業の廃止」と同様に、A共済事由に引き上げることで、事業の承継の円滑化を図る。

会社等役員の次世代への交代の円滑化(準共済→B共済)

事業承継の政策的意義が高まっていることを踏まえ、「65歳以上の役員」の場合については、任意退任をした場合においても、B共済事由に位置付けることで、経営の新陳代謝の円滑化を図る。

3. 制度の利便性向上の検討について

制度の利便性向上につながる項目として、以下の事項について、見直しを検討。

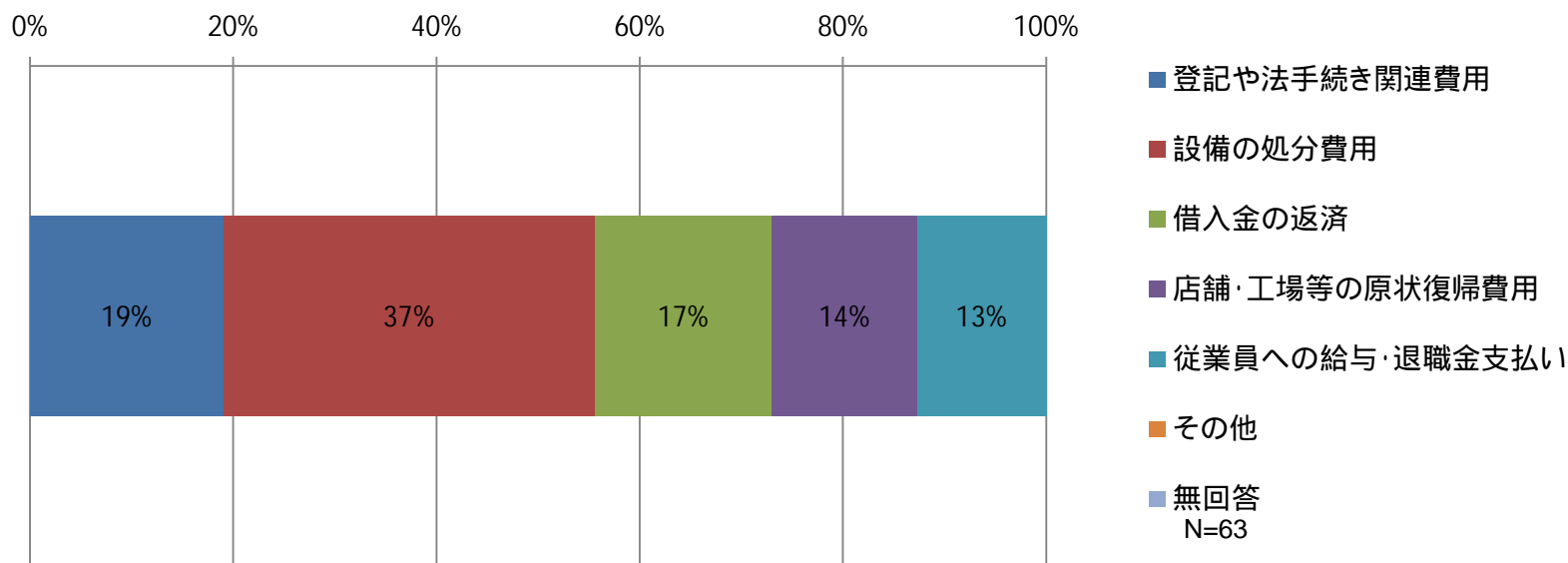
項目	見直し案の内容	制度の現状、見直しのポイント等
申込金の廃止	申込金を廃止することにより申込みを行う共済契約申込者や中小機構等の事務負担を軽減することを優先すべきと考えられることから、申込金を廃止する。	従業員の退職金制度である中小企業退職金共済制度や、中小機構が運営している中小企業倒産防止共済制度では、すでに申込金を廃止している。
掛金月額を減少を行う際の要件の廃止	共済契約者からの掛金月額の減少について、柔軟な変更を可能とする。	現行制度では、以下の内容について共済契約者が証明し、中小機構が認めた場合にのみ、掛金月額の減額が可能； 「事業経営の著しい悪化」「疾病または負傷」「危急の費用の支出」により、当該共済契約者が、掛金の納付を継続するが著しく困難であると認められるとき。 売上の減少、支出の増加等により共済契約者に係る事業経営の著しい悪化が認められるとき。
共同経営者の通算の事由の追加	共同経営者の退任について、掛金納付月数の通算を認める。	個人事業主の廃業や会社等の役員の退任等の後に加入要件を満たす場合について、現行制度では掛金納付月数の通算が認められている。
共済契約の復活	共済契約者の責に帰することができない事由に起因して生じた掛金の滞納による契約解除について、共済契約の復活を認める。	現行の制度では、理由の如何を問わず、共済契約者が12ヶ月間掛金滞納した場合には、契約が解除されることとなっている。 アンケートでは、「共済契約を継続(契約の復活)できる制度としてほしい」と回答した者が82%となっている。
共済金の分割支給の支払い回数拡大	共済金の支給月を、現行の年4回(毎年2月、5月、8月、11月)から奇数月(毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月)の6回支給とする。	公的年金では偶数月の年6回支給が可能。 アンケートでは、「支給回数を年6回としてほしい」との回答は53%、「現行の年4回がよい」との回答は19%となっている。
相続人に対する受給権の付与	共済契約者が死亡し、共済金の支給を受けべき遺族がないときに、その共済契約については、「みなし解約」として、相続人に解約手当金を支給する。	現行の制度では、共済契約者が死亡した場合に共済金が支給される遺族の範囲は、配偶者(第1号)、共済契約者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(第2号)、共済契約者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外親族(第3号)、以外の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、と限定している。 アンケートでは、「民法上の相続人に支給した方がよい」との回答は68%となっている。

4. 廃業の円滑化への対応の検討について

廃業準備に必要な資金需要について

廃業準備のための貸付けが準備された場合の資金使途については、今後の事業のあり方について廃業を予定している者に聞いたところ、「設備の処分費用」が最も大きい割合を占め、次いで「登記や法手続き関連費用」、「借入金の返済」が挙げられている。

「廃業を予定」している者について、廃業準備のための貸付けを利用したときの資金使途



(出典) 中小機構実施アンケート



『廃業準備を円滑に進めるための新たな特別貸付けの創設を検討』